



「月刊リーガルスピリット 2013年9月号」

先月の話題で、少々賞味期限切れの感もありますが・・・。

岩手県南部、特に一関市にとって画期的な出来事がありました。

国際リニアコライダー(ILC)実験施設の国内候補地が岩手県の北上山地に決定したのです。

ライバルである福岡県の脊振山地を大差で抑えての決定でした。

私としては、東京オリンピック開催決定以上のインパクトでした。

と言いますのは・・・・、計画どおり実験施設が建設された場合、実験ポイント

(電子と陽電子の衝突地点)がなんと、私の祖父の生家の(ほぼ)真下になるのです！

宇宙の神秘を解き明かす遠大な実験計画と、私を岩手に導いてくれた亡き祖父の生家・・・。

なんとも不思議なご縁です。

もっとも、膨大な予算の問題などもあり、政府は未だ正式に誘致を決定してはいませんが、この計画が東北復興の大きな後押しになるよう、実現に向けて努力していきたいと思います。



近況のご報告

私事で恐縮ですが、今月、一関ロータリークラブに入会させていただきました。

ロータリークラブは長い歴史と伝統を持ち、

会員それぞれが自らの職業を通じて社会に貢献し、

専門性に基づいて社会奉仕の精神を実践するという志の高い団体です。先輩会員のうち何名かの方々と、以前から個別にお付き合いをさせていただいており、このたび、ご縁がありまして入会をお許しいただいた次第です。

私は弁護士という技術的・専門的な職業に就いており、職業倫理については高い意識を持っているつもりです。

また、アマチュアではありますが、長年、武道を修行、実践する武道家の端くれでもあります。

私の法律事務所(弁護士法人)の商号である「リーガルスピリット」は、私が敬愛する新渡戸稻造先生のご著書『武士道』の原題 "The Soul of Japan" に由来しております。

「新渡戸先生の『武士道』の精神を基調とし、

フェアに公正に紛争解決を図り、社会正義を実現し、

社会に貢献したい」という私なりのミッションを表現したものです。

今後は、弁護士業と武道という2つの面から、

ロータリークラブの活動を通じて、私なりの社会貢献をさせていただければと思います。



今月のコラム

先月のコラムでは、企業経営者の方の相続、すなわち「事業承継」についてお話をさせていただきました。

今回は、企業経営者の方に限らず、一定の資産をお持ちのご年配の方々一般に当てはまるお話です。それは、「成年後見」のお話です。

相続というのは、ご自分が築いた財産を、死後、お子さん方に引き継いでもらう手続きですが、晩年の間に財産が不当に目減りをしていけば、一所懸命築いた財産をお子さん方に渡すことができなくなってしまいます。

お年をめしてアルツハイマーなどの病気になり、適正な判断能力が失われてしまった場合、放っておくと、悪徳商法や詐欺などの被害にあって、預金や現金をだまし取られてしまう恐れがあります。

そうならないよう、ご自分の財産をきちんと管理して守ってもらい、お子さん方にきちんと引き継いでもらえるようにするため、成年後見という制度があるのです。

大きく分けると、成年後見には、「法定後見」と「任意後見」という2つのパターンがあります。

法定後見は、アルツハイマーなどの症状がすでに発症し、判断能力が失われた後に、ご家族などが裁判所に申立てをして、適用される制度です。

ご本人はすでに判断能力が失われていますので、ご自分の財産の管理を誰に任せせるのか、ご自分で選ぶことはできません。

これに対して任意後見は、ご本人がお元気な間に、ご自分の財産を管理してもらう人をご自分で選ぶことができます。通常は弁護士などの専門家をお選びいただくことになります。

公正証書で遺言をすることは、かなり普及してきました。

遺言は、ご自分の死後、ご自分が一所懸命築いた財産を誰にどのように引き継いでもらうかを定める手続きです。任意後見は、その財産が目減りしないよう、信頼の置ける専門家に適正に管理してもらうという、相続への橋渡しになる手続きです。

任意後見の契約は公正証書でしなければなりません。

ですから、遺言をされるときは、任意後見の契約も同時に行うのがよろしいと思います。

つまり、遺言と任意後見の公正証書をセットで作成されることをお勧めします。

そして、任意後見人を遺言の執行者に指定しておけば、財産管理から相続が円満、

円滑に進んでいくことが期待できます。

一所懸命築いた大切な財産を、お子さん方に円満に引き継いでいただくために。

「遺言+任意後見」は、「転ばぬ先の杖」ですね。



代表弁護士
小原恒之



山形常駐弁護士
武田芳人



発行
2013年9月15日

〒021-0885 岩手県一関市田村町3-2 上の橋ビル3階
電話: 0191-34-8471 FAX: 0191-34-8472
弁護士法人リーガルスピリット 一関法律事務所

〒996-0027
山形県新庄市本町4-33 こらっせ新庄5階
予約用フリーダイヤル: 0120-0783-14

電話: 0233-32-0461
FAX: 0233-32-0462
弁護士法人リーガルスピリット 新庄法律事務所

代表弁護士 小原恒之(おばら・ちかゆき)